

幼保連携型認定こども園の基準等について

大分県福祉保健部こども未来課

具体的な認可基準について

幼保連携型認定こども園の認可基準について

■ 基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」として、国の府省令に基づき県の基準を設ける。
- 基準については、**現行の幼稚園及び保育所の基準をベースとするが、幼稚園と保育所で基準の内容が異なる場合は高い方の水準を引き継ぐ。**

■ 条例で定めた主な基準

- 学級編成
満3歳以上児の教育時間について学級編成及び保育教諭の配置
- 職員配置基準
・ 0歳児 3:1 ・ 1～2歳児 6:1 ・ 3歳児 20:1 ・ 4～5歳児 30:1
- その他の基準
園舎面積、保育室面積、園庭面積等

■ 既存施設が移行する場合の設備に関する基準等の特例

- **幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、保育所(保育所型認定こども園含む)からの移行に配慮するため、「設備」に関する基準について、一定の移行特例を設ける。**
- 法施行までに現行制度の認定を受けた幼保連携型認定こども園については、新幼保連携型認定こども園として、「**みなし認可**」を受けたうえで「**設備等**」に関する基準について一定の経過措置を設ける。

学級の編制

- 満3歳以上の園児について、学級を編制するものとする。
- 1学級の園児数は、原則として35人以下とする。
- 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

職員配置基準

- 各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上配置
- 保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ねることができる。

- 教育及び保育に直接従事する職員の数

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} = & \quad (0 \text{歳児} \times 1/3) \\ & + \{ (1 \text{歳児} + 2 \text{歳児}) \times 1/6 \} \\ & + (3 \text{歳児} \times 1/20) \\ & + \{ (4 \text{歳児} + 5 \text{歳児}) \times 1/30 \} \end{aligned}$$

※上記の区分に応じて小数点第2位を切り捨てて求めた数値を合計し、その合計値の小数点以下第1位を四捨五入する

※ただし、常時2人を下ってはならない。

※満3歳児以上の職員基準 < 学級数 → 「学級数」が職員配置基準となる。

- 職員配置基準には、副園長、教頭（幼稚園教諭免許状を有し、かつ保育士登録を受けた者）を含めてもよい。

- 園長が、専任でない場合は原則として1人増加するものとする。

調理員の配置

- 幼保連携型認定こども園には調理員を置かなければならない。
- ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

(満3歳以上の園児に対する食事の提供について、以下の要件を満たせば外部搬入可)

- ・ 食事提供の責任が、園にあり、管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されている。
- ・ 栄養士により、献立等について指導が受けられる体制にある。
- ・ 受託者を、園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- ・ 幼児の年齢及び発達の段階等に応じた食事を提供し、アレルギー、アトピーなどへの配慮等、適切に応じることができること。
- ・ 食育に関する計画に基づき提供するよう努めること。

職員の配置及び資格

配置する職員

- 園長及び保育教諭を置かなければならない
- 次に掲げる職員を置くことができる
副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員
- 次に掲げる職員を置くように努めなければならない。
 - 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員

職員の資格

- 保育教諭等は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者
- 主幹養護教諭、養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者
- 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者 等

職員資格(特例)

■ 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師

→ 幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者。

※ただし、平成32年3月31日までの5年間(経過措置期間)は、「幼稚園の教諭の普通免許状を有する者または保育士登録を受けた者」は、上記主幹保育教諭等となることができる。

※当該特例により上記保育教諭等となった者は、取得していないものの取得に努めることを前提として、園児の教育及び保育に直接従事することができる。

■ 保健師、看護師、准看護師

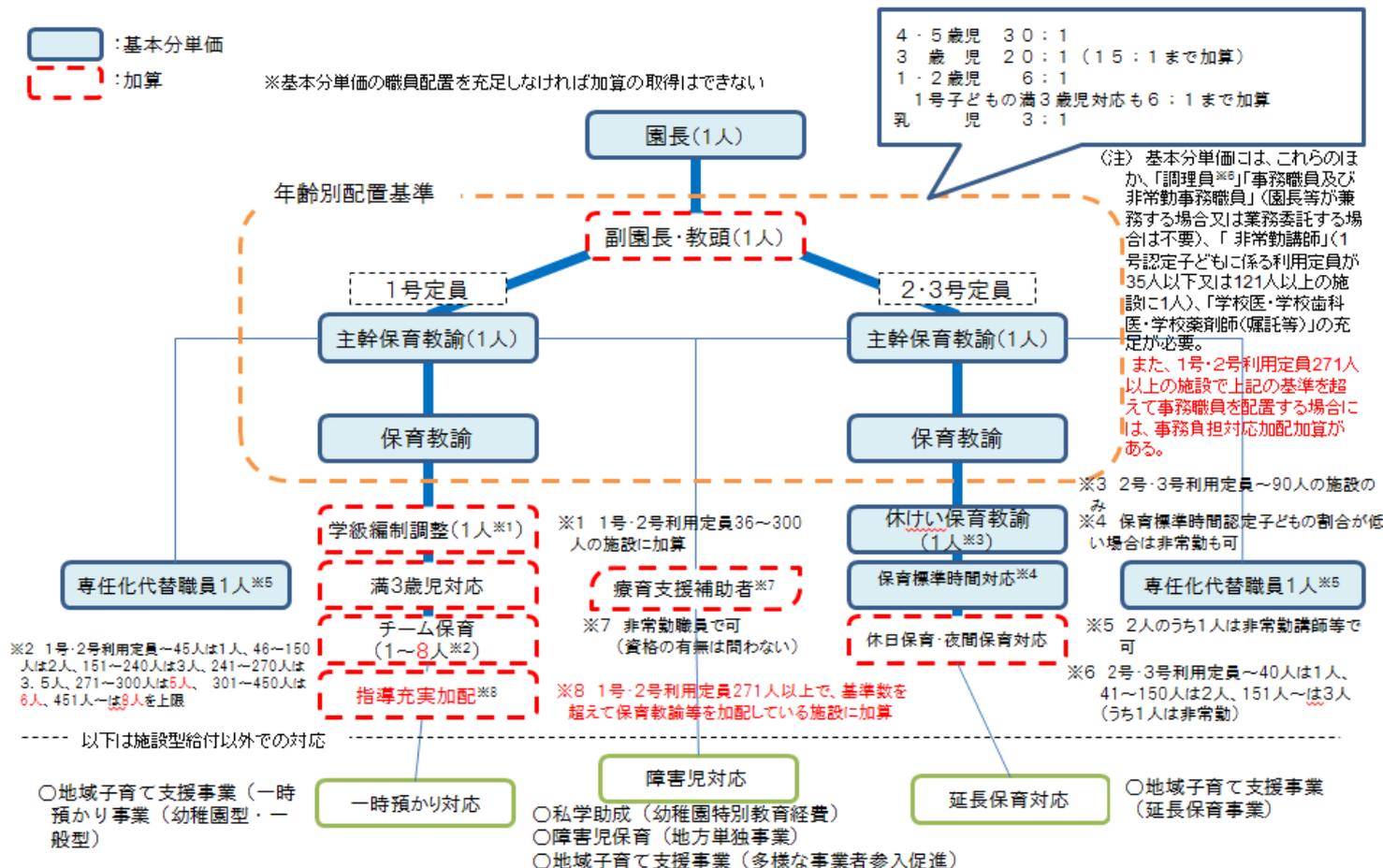
→ 乳児4人以上が利用する園に勤務する保健師、看護師、准看護師を、1人に限って「保育士」とみなすことができる。

→ 経過措置期間に限っては、保育教諭等として園児の保育に従事する(学級担任はできない)。

職員配置基準(保育士要件緩和)

■ 保育士が不足している現状を踏まえ、当分の間、一定の条件の下で、保育士資格を持たない者(①知事が認める者〔※〕、②幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭〔認定こども園においては、小学校教諭、養護教諭〕)の活用を可能とするもの。

公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ



職員配置についてのその他留意点(公定価格)

- ① 休けい保育教諭を1人配置
(2号・3号定員90人以下の場合は常勤)
- ② 保育標準時間認定の場合は、常勤保育教諭1人及び非常勤講師(3時間)1人を加配
- ③ 主幹保育教諭を専任化させるための代替要員(1号、2・3号)を2人加配(1人は非常勤で可)
- ④ 1号定員35人以下及び121人以上の場合は、非常勤講師1名

※①～④のほか、施設型給付費の加算のための加配要件等が示される可能性があることに留意。

園舎の階数及び面積

園舎の階数

- 園舎は、2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。
- 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は、1階に設けるものとする。ただし、以下の要件を満たす場合には2階以上に設置可
- 園舎の3階以上の階に設けられる保育室等は、「満3歳未満の園児」分に限る。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
4階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第1213条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

園舎の面積

■ 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。

① 学級数に応じた面積（満3歳以上分）

学級数	面積(m ²)
1学級	180m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

例) 2学級 320m² 3学級 420m² 4学級 520m²

② 園児数に応じた面積（満3歳未満分）

乳児室（満2歳未満のうちほふくしない者） 1.65m²／人

ほふく室（満2歳未満のうちほふくする者） 3.3m²／人

保育室又は遊戯室（満2歳以上） 1.98m²／人

計算例) 満3歳以上 5学級 ・ 100人 0歳児 3人 1歳児 15人 2歳児 20人

※ほふくする子 8人 ほふくしない子 10人

① 620m²

② 乳児室 16.5m² + ほふく室 26.4m² + 39.6m² = 82.5m²

∴ 園舎基準面積 ①+② = 702.5m²

園庭の面積

- 園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。
- 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。

- ① イとロのうちいずれか大きい面積
 - イ 学級数に応じた面積

学級数	面積(m ²)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \quad \text{m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \quad \text{m}^2$

例) 2学級 360m² 3学級以上 400m² 5学級 560m²
ロ 満3歳以上の園児1人につき、3.3m²を乗じて得た面積

- ② 満2歳以上満3歳未満の園児1人につき、3.3m²を乗じて得た面積

計算例) 満3歳以上 5学級 ・ 100人 満2歳以上満3歳未満の園児 15人の場合

① イ 560m² ロ 330m² → 560m²

② 49.5m²

∴ 園舎基準面積 ①+② = 609.5m²

園舎に備える設備

【 備えなければならない設備 】

- 職員室 （保健室との兼用可）
- 乳児室(1.65㎡／人)又はほふく室(3.3㎡／人)
(満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合)
- 保育室 （遊戯室と兼用可） 1.98㎡／人
満3歳以上児分の保育室数については学級数を下ってはならない
- 遊戯室 （保育室と兼用可）
- 保健室 （職員室と兼用可）
- 調理室
- 便所
- 飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備
飲料水用設備は、手洗い用設備及び足洗い用設備と区別して設置

【 備えるよう努める設備 】

- 放送聴取設備
- 映写設備
- 水遊び場
- 園児清浄用設備
- 図書室
- 会議室

【 原則 】

- 園舎には調理室を備えなければならない。

【 調理室を備えないことができる場合 】

- 満3歳以上の園児に対して、外部搬入の方法により食事の提供を行う場合
 - ※その場合であっても、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が20人に満たない場合
 - ※その場合であっても、食事の提供の必要を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

幼保連携型認定こども園の園長の資格

- 原則として、教諭免許状(一種)及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
(認定こども園法施行規則第12条)
- ただし、「同等の資質」を有すると設置者が認めた者について、園長となることができる。(認定こども園法施行規則第13条)

幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、同条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めた者については、園長として任命し、又は採用することができることとしたこと。なお、同等の資質を有することについては、その人格や教育、保育についての熱意、識見、能力、経験等を勘案した上で、幼保連携型認定こども園の設置者の判断によるものとなるが、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者などが該当するものと考えられる。なお、幼稚園教諭の二種免許状を有する者については、単に有しているだけではなく、上記のような者である場合には、同等の資質を有すると判断して差し支えない。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について」(平26.7.2通知)

※ 施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内容の検証等を踏まえ、「同等の資質」を有する者の取扱いについて、見直しを検討する。

「幼保連携型認定こども園の認可基準について」(平26.1 国の子ども子育て会議資料)

- 上記の取扱いは、副園長・教頭についても準用する。

県の独自基準について

■ 人権に関する規定

園児の人権擁護、虐待の防止等のための責任者の設置及び職員に対する研修の実施（努力規定）

■ 非常災害

「災害態様ごと」の非常災害対策計画の策定（義務規定）、避難及び消火に対する訓練の毎月1回以上の実施（義務規定）、災害時における地域の自主防災組織及び近隣住民との連携体制の確保（努力規定）、災害時の他の施設等との広域的相互応援体制の整備及び充実（努力規定）

■ 食育

食育の推進のための責任者の設置及び食育に関する計画の策定（努力規定）
地産地消の推進（努力規定）

■ 暴力団関係者の排除

運営に関する暴力団関係者の排除

※地方分権一括法の施行に伴い、平成24年12月議会で制定した「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めた独自基準と同じ。

園則の作成

- ◆ 認可申請書の添付書類として、「幼保連携型認定こども園の運営に関する規程」＝「園則」の作成が必要

園則に記載すべき事項

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項
- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

※ 上記以外の事項であっても、設置者の判断で任意に園則に記載することは可能

※ 運営規程として定めるべき事項(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条)が園則で網羅されていれば、園則と運営規程を兼ねることが可能

みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置

- 職員配置については、施行の日から起算して、5年間は従前の例による。

現行の認定こども園の職員配置

0歳児	おおむね 3人に1人
1－2歳児	おおむね 6人に1人
3歳児(長時間利用)	おおむね20人に1人
4－5歳児	おおむね30人に1人
<u>3－5歳児(短時間利用)</u>	<u>おおむね35人に1人</u>

- 設備(園舎、園庭、保育室等)については当分の間、従前の例による。 → 法施行後10年を目処に見直し

みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については5年間で解消しなければならない。

幼稚園及び保育所からの移行に関する特例

基本的な考え方

- 「設備」について、一定の移行特例を設ける。(職員配置については特例なし)
- 幼稚園と保育所の基準が重複する満3歳以上分の「設備」について、それぞれの基準で移行可となっている。

■ 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)からの移行特例※

※H27.3.31時点で適正な運営が確保されている幼稚園で、その時点で同じ場所に存在する園舎を幼保連携型認定こども園とする場合

① 園庭の面積

年齢区分	新設	幼稚園から移行する場合
満3歳以上分	幼稚園と保育所の基準の高い面積を採用 ① 学級数に応じた面積 3学級 400㎡・1学級ごとに80㎡プラス ② 園児数に応じた面積 3.3㎡/人以上	幼稚園の基準を適用 ① 学級数に応じた面積 3学級 400㎡・1学級ごとに80㎡プラス
満2歳以上 満3歳未充分	3.3㎡/人以上	3.3㎡/人以上

② 保育室等の面積

区分	新設	幼稚園から移行する場合
満2歳以上	保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	—
満2歳未満	乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人	乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人

※ただし、2歳児については1.98㎡/人が適用されることに注意

幼稚園及び保育所からの移行に関する特例

基本的な考え方

- 「設備」について、一定の移行特例を設ける。(職員配置については特例なし)
- 幼稚園と保育所の基準が重複する満3歳以上分の「設備」について、それぞれの基準で移行可となっている。

■ 保育所(保育所型認定こども園含む)からの移行特例※

※H27.3.31時点で適正な運営が確保されている保育所で、その時点で同じ場所に存在する園舎を幼保連携型認定こども園とする場合

① 園舎の面積

年齢区分	新設	保育所から移行する場合
満3歳以上分	学級数に応じた面積 3学級 420㎡ ・ 1学級増えるごとに100㎡増	1.98㎡/人
満3歳未満分	乳児室 1.65㎡/人、ほふく室 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	乳児室 1.65㎡/人、ほふく室 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人

② 園庭の面積

年齢区分	新設	保育所から移行する場合
満3歳以上分	幼稚園と保育所の基準の高い面積を採用 ① 学級数に応じた面積 3学級 400㎡ ・ 1学級ごとに80㎡プラス ② 園児数に応じた面積 3.3㎡/人以上	保育所の基準を適用 ② 園児数に応じた面積 3.3㎡/人以上
満2歳以上 満3歳未満分	3.3㎡/人以上	3.3㎡/人以上

幼稚園及び保育所からの移行に関する特例

基本的な考え方

- 「設備」について、一定の移行特例を設ける。(職員配置については特例なし)
- 幼稚園と保育所の基準が重複する満3歳以上分の「設備」について、それぞれの基準で移行可となっている。

■ 幼稚園(幼稚園型認定こども園)、保育所(保育所型認定こども園)からの移行特例

代替地は園庭としての必要面積に算入できないが、当分の間、次の掲げる要件の全てを満たす場合、満2才児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができる。

- 1 園児が安全に移動できる場所であること
- 2 園児が安全に利用できる場所であること
- 3 園児が日常的に利用できる場所であること
- 4 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

幼稚園及び保育所からの移行に関する特例

基本的な考え方

- 「設備」について、一定の移行特例を設ける。(職員配置については特例なし)
- 幼稚園と保育所の基準が重複する満3歳以上分の「設備」について、それぞれの基準で移行可となっている。

■ 幼稚園(幼稚園型認定こども園)、保育所(保育所型認定こども園)からの移行特例

※H27.3.31時点で適正な運営が確保されている幼稚園・保育所で、その時点で同じ場所に存在する園舎を幼保連携型認定こども園とする場合

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室または便所(以下、「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、以下の場合には保育室等を園舎の2階に設けることができる。

幼稚園(幼稚園型認定こども園)	保育所(保育所型認定こども園)
<ul style="list-style-type: none">①耐火建築物であること②園児の待避上必要な設備が備わっていること	<ul style="list-style-type: none">①耐火建築物または準耐火建築物であること②常用として屋内階段か屋外階段があること、かつ、避難用として待避上有効なバルコニーや屋外階段など4つのうち1つがあること※③保育室等その他乳幼児が出入り等する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

★移行特例がない場合で、幼保連携型認定こども園が2階に保育室等を設ける場合は耐火建築物である必要がある

※ 児童福祉施設基準条例第48条第8号口

管理運営について

認定こども園四類型の比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	・学校かつ 児童福祉施設	・学校 (幼稚園＋保育所機能)	・児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	・幼稚園機能 ＋保育所機能
職員の性格	保育教諭 (幼稚園教諭＋保育士資格、5年間の経過措置あり)	・満3歳未満→保育士資格 ・満3歳以上→原則、両免許＋資格併有。ただし、当該施設において幼児教育に従事していることを証すれば、幼稚園免許従事可。ただし書きに関わらず学級担任は幼稚園教諭、満3歳以上の教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者は保育士資格（5年間の経過措置あり）。	・満3歳未満→保育士資格 ・満3歳以上→原則、両免許＋資格併有。ただし、当該施設において保育に従事していることを証すれば、保育士資格で従事可。ただし書きに関わらず学級担任は幼稚園教諭（5年間の経過措置あり）、満3歳以上の教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者は保育士資格。	満3歳未満→保育士資格。 ・満3歳以上→原則、両免許＋資格併有。ただし、当該施設において保育に従事していることを証すれば、保育士資格で従事可。ただし書きに関わらず学級担任は幼稚園教諭（5年間の経過措置あり）、満3歳以上の教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者は保育士資格（5年間の経過措置あり）。
給食の提供	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則、調理室の設置義務（満3歳以上は外部搬入可）	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則、調理室の設置義務（満3歳以上は外部搬入可）	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則、調理室の設置義務（満3歳以上は外部搬入可）	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則、調理室の設置義務（満3歳以上は外部搬入可）
開園日 ・開園時間	・11時間開園、土曜日開園が原則（弾力運用可）	・地域の実情に応じて設定	・11時間開園、土曜日開園が原則（弾力運用可）	・地域の実情に応じて設定

満3歳児の取扱いについて

学年の途中で満3歳児に達した園児については、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況を踏まえ、以下のとおり弾力的な取扱いが可能

- ① 当該年度中は2歳児クラス等に残る
- ② 3歳児学級(年少)へ移る
- ③ 満3歳児学級を設定

子育て支援事業実施にあたってのポイント

認定こども園は、子育て支援事業が必須であり、事業実施にあたっては以下に留意。

- ① **地域の子育て世帯に対する支援になっているか**
園児の保護者だけでなく、地域の子育て世帯を対象に、広く事業を実施しているか
- ② 保護者自身の子育て力の向上につながっているか
単なる育児の肩代わりでなく、**専門性**を活かし、保護者への支援を通じて保護者自身の子育て力の向上を支援しているか
- ③ **保護者が利用しやすい体制**が確保されているか
例えば週3日以上開設するなど、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制が確保されているか
- ④ 地域と連携できているか
地域の子育て支援ボランティア、NPO、専門機関等と連携する等、**地域の様々な人材や社会資源**を活用できているか

子育て支援事業メニュー例

- ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要援助を行う
→ 集いの場、育児相談会、園舎・園庭開放等
- ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う
→ 地域子育て拠点支援センター等
- ③ 家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、必要な援助を行う事業
→ 一時預かり等
- ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡調整
→ ファミリー・サポート・センター、ホームスタート等

職員の資質の向上

- ① 職員は、資質向上のため、自己研鑽に努めているか。
- ② 研修の機会の確保のため、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等の工夫を行っているか。
- ③ 職員間の相互理解
例えば満3歳以上の教育のみに従事している職員と満3歳未満の保育のみに従事している職員の相互理解が図れているか。
- ④ 幅広い研修の確保
職員に対する園内外における幅広い研修の機会が確保されているか。
- ⑤ 園長は、地域の人材及び資源を活用できるよう調整能力の向上に努めているか。

① 法定研修

- ・ 教育公務員特例法に基づき、**公立幼保連携型認定こども園に採用された保育教諭に対する初任者研修を年間7回程度、中堅教諭向けの研修を年間4回程度実施する。**
- ・ **私立の施設についても参加対象としている。**

② その他の研修

大分県認定こども園連合会へ委託

(園長、主任、保育教諭向けに年間2回実施)

運営状況に関する評価

	実施	公表	評価を行う者
自己評価	義務	義務	職員及び園
関係者評価	努力	努力	保護者、地域住民等
第三者評価	努力	努力	第三者機関

< 評価のねらい >

- 教育・保育の質の保証及び向上
- 園運営の改善
- 開かれた園づくり

- ① 災害の態様ごとに具体的な計画を策定
- ② 職員・保護者への周知
- ③ 毎月1回以上の避難及び消火訓練の実施
- ④ 地域の自主防災組織や近隣住民との連携(努力)
- ⑤ 災害時の他の施設等からの職員派遣、施設利用等の広域的相互協力
- ⑥ 学校安全計画の策定

幼保連携型認定こども園は、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間形成等による園児の心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めなければならない。

- ① 食育推進のための責任者の設置
- ② 食育の計画の策定
- ③ 地産地消の推進

【 苦情対応 】

教育及び保育、子育て支援に対する園児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために**苦情受け付けの窓口の設置等の措置**を講じなければならない。

【 人権の擁護・虐待の防止 】

- ① **責任者の設置**
- ② **研修の実施**

出席簿、法定表簿の整備

園長は以下の表簿等を作成しなければならない。

- ① 出席簿
- ② 関係法令
- ③ 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校
歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ④ 職員名簿、履歴書、出勤簿並びに時間表等
- ⑤ 指導要録及び健康診断に関する表簿
- ⑥ 入園児の選抜等に関する表簿
- ⑦ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿
並びに図書機械器具等の教具の目録
- ⑧ 往復文書処理簿

- 在籍する園児の指導要録(園児の学習及び健康の状況を記録した書類)を作成しなければならない。
- 園児が進学・転園した場合は、作成した指導要録の抄本又は写しを進学先・転園先の園長に送付しなければならない。
- 指導要録及びその写しのうち、入園、卒園等の学籍に関する記録については**20年間保存**しなければならない

園児の健康診断

園児の健康診断については、入園時及び毎年度2回行わなければならない。なお、2回のうち1回は6月30日までに行うこと。

- 身長及び体重
- 栄養状態
- 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 視力及び聴力
- 眼の疾病及び異常の有無
- 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 心臓の疾病及び異常の有無
- 尿
- その他の疾病及び異常の有無
- 上記のほか健康項目に加えることができるもの
胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能

なお、園児が進学、転園した場合は、健康診断票を進学・転園先に送付すること

職員の健康診断

毎年度定期的に職員の健康診断を実施しなければならない。

- 身長、体重及び腹囲
- 視力及び聴力
- 結核の有無
- 血圧
- 尿
- 胃の疾病及び異常の有無 ※妊娠中の女性職員除く
- 貧血検査
- 肝機能検査
- 血中脂質検査
- 血糖検査
- 心電図検査
- その他の疾病及び異常の有無

※一部の項目については、年齢やBMIの数値如何により除外可

感染症の予防措置

- ① 園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、**出席を停止**させることができる。
- ② 設置者は、感染症の予防上必要があるときは、**臨時に、学校の全部又は一部の休業を行う**ことができる。

感染症	第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ
	第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
	第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置

① 学校医の職務

- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 健康相談、保健指導、健康診断、疾病の予防措置、感染症の予防に関する必要な指導及び助言
- ・ 救急措置（園長の求めに応じ）

② 学校歯科医の職務

- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 健康相談、保健指導、健康診断のうち歯の検査 等

③ 学校薬剤師の職務

- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 環境衛生検査
- ・ 環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言
- ・ 健康相談、保健指導
- ・ 使用する医薬品等の管理に関し必要な指導及び助言

認可に係る手続きについて

